

小児がん拠点病院のこれまでの経緯

(小児がん対策の背景)

- ・「がん」は小児の病死原因の第1位。乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなる。
- ・成人とは異なり、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達障害、内分泌障害、二次がんなどの問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、患者の教育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要である。
- ・年間新規患者数が2000-2500人と少ないにも関わらず、小児がんを扱う施設は約200とされ、患者が必ずしも適切な医療を受けられていないと懸念されている。

(小児がん対策の内容)

- ・本年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」に小児がん拠点病院の整備が盛り込まれた。
- ・拠点病院について「小児がん医療・支援の提供体制のあり方について（報告書）」が9月にとりまとめられた。拠点病院は10箇所程度、地域ブロックごとに1-3カ所が適当との提言を受けている。
- ・報告書を踏まえ「小児がん拠点病院の整備について」（平成24年9月7日健康局長通知）を発出。拠点病院の担うべき役割の他、診療実績、学会認定施設、緩和ケア・相談支援の実施、長期滞在施設の整備、保育士の配置等を拠点病院の要件としている。
- ・10月9日の申請書提出〆切までに合計37医療機関から申請があった。

小児がん拠点病院の要件(概要)

(「小児がん拠点病院の整備について」(平成24年9月7日健発0907第2号))

(1) 拠点病院の数

患者数が限られる中、質の高い医療及び支援を提供するため、一定程度の集約化が必要であり、地域バランスも考慮し、当面の間、拠点病院を全国に10カ所程度整備する。

(2) 拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に資すること、地域医療機関との連携、長期フォローアップの体制整備等の役割を担う。

(3) 拠点病院の要件

- ①診療機能 (集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、緩和ケアチームの整備、地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等)
- ②診療従事者 (放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等)
- ③医療施設 (放射線治療機器の設置、集中治療室の設置※等)
- ④診療実績 (造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上))
- ⑤日本小児血液・がん学会の「研修施設」及び日本小児外科学会の「認定施設」であること。
- ⑥骨髄移植推進財団の移植認定病院又は日本さい帯血バンクネットワークの移植医療機関であること。
- ⑦相談支援センターの設置
- ⑧院内がん登録の実施
- ⑨臨床研究 (臨床研究専門部署の設置※、CRCの配置※等)
- ⑩療育環境の整備 (保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等)

※は必須要件ではない。